

社会福祉法人二之沢愛育会  
役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人二之沢愛育会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、職務執行の対価として受け取る財産上の利益である。
- (6) 費用弁償とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区別されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員の報酬は、職務執行の対価として支給する。

- 2 常勤役員には、本規程に基づく役員報酬は支給しないものとする。
- 3 評議員の報酬は、定款第8条で定める金額の範囲内で支給する。

(報酬の支給額)

第4条 非常勤役員及び評議員が理事会又は評議員会に出席したときに支給する報酬の額は、別表1のとおりとする。

- 2 理事長が、理事会及び評議員会以外の日において法人運営のために業務に当たったときの報酬の額は、別表2のとおりとする。
- 3 監事が法人及び業務の運営状況を指導し、又は監査の業務に当たったときの報酬の額は、別表3のとおりとする。

(費用弁償)

第5条 非常勤役員及び評議員が理事会又は評議員会に出席したとき、又は職務のため出張したときは、旅費規程に基づき旅費を支給する。

(報酬及び費用弁償の支給方法)

第6条 役員及び評議員の報酬及び費用弁償は、翌月25日に口座振込により支給する。

ただし、支給日が休日又は土曜日に当たる場合は、順次繰り上げて支給する。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第7条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

(その他)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定める。

附 則

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

別表1

名 称	報 酬	費用弁償
理事会出席	8,000円/回	旅費規程による
評議員会出席	8,000円/回	旅費規程による

別表2

名 称	報 酬	費用弁償
理事長業務報酬	15,000円/日額	旅費規程による

別表3

名 称	報 酬	費用弁償
監事監査報酬	8,000円/回	旅費規程による

※各報酬については、すべて所得税を含む。源泉徴収は、乙欄月額表を適用する。

※会議出席の報酬は、同一日に2以上の会議に出席した場合は1のみの報酬を支給する。